

入札説明書

この入札説明書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、契約事務取扱規則を遵守し、本契約に係る入札公告（入札公示及び指名通知）（以下「入札公告等」という。）の他、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則（昭和28年文部省訓令。以下「文部科学省契約規則」という）を準用し、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が行う契約に関し、一般競争に参加しようとする競争加入者又はその代理人が熟知しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約担当者等

- (1) 契約責任者 独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事 高橋 宏治
- (2) 郵便番号 151-0052
- (3) 所在地 東京都渋谷区代々木神園町3番1号

2 競争入札事項

- (1) 契約件名 国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務
- (2) 契約内容等 別冊仕様書による。
- (3) 契約期間 令和7年10月1日～令和10年9月30日
- (4) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者等（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ）は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）に基づき、十分考慮して入札金額を見積るものとする。

また、本件業務等に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様。）
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ウ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (エ) 契約の履行に当たり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、

- 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、開札時までに令和7年度に「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」が「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (3) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (4) 入札公告等において日本産業規格を指定した場合にあっては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。
- (5) 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。
- (6) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 競争加入者等は、上記事項のうち入札公告等に公告又は公示された事項につき、書面によりこれを証明のうえ、入札書と同時に提出するものとする。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び契約に関する事務の問い合わせ先（郵便番号） 1 5 1 - 0 0 5 2
（所在地） 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
（機関名） 独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課調達管理室事業支援第一係
（電話番号） 0 3 - 6 4 0 7 - 7 6 7 8
（F A X） 0 3 - 6 4 0 7 - 7 6 4 9
（E - m a i l） honbu-jigyousien1@niye.go.jp ※@の前は数字の1
- (2) 入札説明会の日時及び場所
実施しない。
- (3) 入札書等の受領期限
令和7年8月20日（水）12時00分（必着）
- (4) 入札書の提出方法
- ① 競争加入者等は、別冊の仕様書及び契約書（案）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の（1）に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後は仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙2の入札書から競争加入者等の立場により様式A1からA3のいずれかで作成した入札書を持参又は郵便（配達記録の残るものに限る。）により提出しなければならないものとする。
- (ア) 入札件名
- (イ) 入札金額
- (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
- (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の

氏名及び押印

- ③ 入札書を持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年9月2日開札[国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務]の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ封印の上、中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「令和7年9月2日開札[国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務]の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- ④ テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ⑤ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑥ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札書の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者が提出したもの
- ② 入札件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 入札件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正についての印の押していないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札書

(6) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は、これを廃止することがある。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和7年9月2日（火） 11:00～

国立大隅青少年自然の家 管理棟2階 第3学習室

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の（7）の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、競争加入者等が立ち会えない場合は、2回目以降の入札は辞退したものとみなす。

5 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- (1) 前記4の（4）に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記4の（3）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完

全な説明をしなければならない。

③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

④ 本件入札及び契約手続き並びに契約締結以降において、当機構と電話及び電子メールにより対応しなければならない。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明できる書類

① 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明できる書類は別紙1により作成する。

② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。

③ 提出された書類を競争参加資格の確認並びに納入できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。

④ 一旦受領した書類は返却しない。

⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

⑥ 競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

(4) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。

② 契約書を作成する場合において、必要があると認めるときは、まず、当該契約の相手方に契約書の案を送付して記名押印させ、さらに、当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 前記②の場合において、契約責任者が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約責任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払い条件 別冊契約書（案）のとおりとする。

(6) 本件業務の検査等

① 落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。

② 検査終了後、落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

別紙1	競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類
別紙2	入札書（A1～A3）
別紙3	委任状（B1～B3）
別紙4	入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点
別紙5	事前の提出書類提出時のチェックリスト
別冊1	契約書（案）
別冊2	仕様書

別紙1 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

I 事前の提出書類

1 競争参加資格の確認のための書類

令和7年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）の認定通知書の写し … 1部

2 履行できることを証明する書類

（1）仕様書に対する作業計画案 … 1部

（作業人員、人員配置、作業手順、業務実施体制（組織）図、緊急時連絡体制図等）

（2）契約実績書 … 1部

（本件類似案件の契約実績を示すもの 契約書及び仕様書等の写し）

※契約実績がない場合は、提出不要とするが可能な範囲で提示を求める。

また、契約実績一覧（件名、相手方、契約日、契約金額等記載可能な事項）
での提示を可能とする。

（3）業務従事予定者の資格証の写し（水道技術管理者免許の写し） … 1部

（4）会社の概要を示す資料（会社概要等） … 1部

※（1）及び（3）は社名、代表者名を記載し、社印及び代表者印を押印すること。

3 入札書（別紙2様式） … 1部

4 委任状（別紙3様式） … 1部

5 参考見積書（総額、数量、単価、内訳、税込・税別が記載されていること） … 1部

※代表者名を記載し、社印及び代表者印を捺印していること。

6 事前の提出書類提出時のチェックリスト（別紙5） … 1部

<提出方法>

1 提出期限 令和7年8月20日（水） 12時00分（必着）

2 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課調達管理室事業支援第一係

II 開札時の提出書類

1 委任状 … 1部

2 代理人（復代理人）の名刺 … 1部

※その他再度入札に備え、委任状に使用した代理人（復代理人）の印鑑を持参すること

III 落札決定後の提出書類

1 落札内訳書（落札日付） … 1部

2 委任状（契約書及び請求書類に記載する氏名が代表者と異なる場合） … 1部

<提出方法>

1 提出期限 落札決定後、速やかに。

2 提出先 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
財務部財務課調達管理室事業支援第一係

入札書

件名 国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務

入札金額 金 円也

※金額は、契約期間中に掛かる全経費について、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記入すること

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 高橋 宏治 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

印

入札書

件名 国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務

入札金額 金 円也

※金額は、契約期間中に掛かる全経費について、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記入すること

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 高橋 宏治 殿

競争加入者

住 所
会 社 名
氏 名

代 理 人
会 社 名
代理人氏名

印

入札書

件名 国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務

入札金額 金 円也

※金額は、契約期間中に掛かる全経費について、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記入すること

独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、入札説明書を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 高橋 宏治 殿

競争加入者

住所
会社名
氏名

復代理人

住所
復代理人氏名

印

(代理委任状の参考例1:社員等が入札の都度、競争加入者の代理人となる場合)

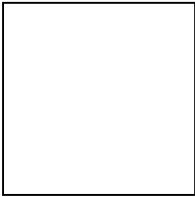
委 任 状

私は、(代理人氏名) を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和7年7月30日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務」の一般競争入札に関する件

受任者(代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 高橋 宏治 殿

委 任 者

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

以上

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、独立行政法人国立青少年教育振興機構との間における下記の一切の権限を委任します。

記

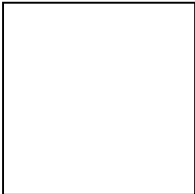
受任者(代理人) 住 所
会社名
氏 名

委任事項

- 1. 入札及び見積に関する件
- 2. 契約締結に関する件
- 3. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4. 契約代金の請求及び受領に関する件
- 5. 復代理人の選任に関する件
- 6. ……………

委任期間：令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

受任者(代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 高橋 宏治 殿

委 任 者

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

以上

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

別紙3

(代理委任状の参考例3:支店長等の社員等が入札の都度、競争加入者の復代理人となる場合)

様式B3

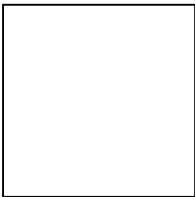
委 任 状

私は、(復代理人氏名) を(競争加入者)の代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

記

令和7年7月30日公告分の独立行政法人国立青少年教育振興機構において行なわれる「国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務」の一般競争入札に関する件

受任者(競争加入者の復代理人)使用印鑑



令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構
契約責任者 理事 高橋 宏治 殿

委 任 者(競争加入者の代理人)

住 所
会 社 名
代理人氏名

印

以上

(注)これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む。)があっても差し支えないこと。

別紙4 入札書及び委任状の作成・提出にあたっての留意点

1 入札書の作成

- (1) 入札書の作成にあたり、競争加入者本人が作成する場合は、様式A 1 で作成してください。
- (2) 競争加入者本人以外が作成する場合は、様式A 2 若しくはA 3 で作成してください。
 - ① 様式A 2 は、競争加入者の社員などが直接代理人となる場合に使用してください。
 - ② 様式A 3 は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる場合に使用してください。
- (3) 入札書の日付については、入札書等の受領期限日以前の日付（作成日もしくは提出日等）を記入してください。

2 委任状の作成・提出

- (1) 入札書の作成及び開札に競争加入者本人が作成及び参加する場合は、不要になります。
- (2) 競争加入者本人以外が入札書を作成する場合は、入札書の作成及び開札への参加状況により、別紙3 様式B 1 からB 3 の中から必要な委任状を作成してください。
 - ① 様式B 1 は、競争加入者の社員などが直接代理人となる場合に使用してください。なお、この場合の入札書は、様式A 2 となります。
 - ② 様式B 2 は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる場合、支店長等を一定期間、競争加入者の代理人とする場合に使用してください。
 - ③ 様式B 3 は、競争加入者から直接代理人になれず、復代理人をたてる（様式B 2 を作成）場合、支店長等、一定期間、競争加入者の代理人となっている者から本案件の代理人となる場合に使用してください。したがって、様式B 3 を使用する場合は、様式B 2 も併せて必要になります。
- (3) 様式B 2 の委任期間において、委任期間開始日は委任状発行日同日となるよう、また、提出書類の日付が委任期間外とならないようご注意ください。

別紙5 事前の提出書類提出時のチェックリスト

必ず記載内容をご確認いただき、チェック欄に記入したうえで、他の事前提出書類と合わせて提出してください。

No.	項目名	チェック事項	チェック欄 ☑または、選択肢のある項目は、該当箇所を○で囲むこと。
1	入札書	・ 入札説明書、仕様書、契約書（案）を熟読のうえ、その内容を理解したうえで、入札しているか。（入札書提出後の仕様書等についての不知、不明を理由とした異議申し立ては認めない。）	☐
2	入札書	・ 入札書の日付が、事前提出書類の締切日以前となっているか。 ・ 代理人が入札する場合、入札書に記載する日付は、委任状に記載された日付と同日以降となっているか。	☐
3	入札書	・ 入札書を封入する封筒には氏名、開札日、件名等の必要事項が記入されているか。 ・ 封をした箇所に入札者の印で封印が押されているか。 ・ 郵送で入札書を提出する場合は二重封筒となっているか。	☐
4	入札書・委任状	・ 件名に間違いはないか。 ・ 記載項目に抜けはないか。 ・ 入札書に記載する入札金額について、入札説明書や、入札書の注意書きを確認したうえで、正しく記載しているか。	☐
5	参考見積書	・ 経費の内訳が記載されているか。 ・ 単価契約方式については、「一式」ではなく、「単価×予定数量」の内訳が記載されているか。 ※入札説明書で参考見積書の様式が示されている場合は、そのとおりに記載されているか。	☐
6	開札当日	・ 開札当日は参加するか。（不参加の場合は、No. 7-No. 11の項目は7のみ回答）	参加 ・ 不参加
7	開札当日	（開札当日不参加の場合のみ回答） ・ 1回目の入札で落札に至らなかった場合、2回目は辞退として取り扱うことを理解しているか。	☐
8	開札当日	・ 開札当日に参加するのは競争加入者本人か、それとも代理人か。	競争加入者 ・ 代理人
9	開札当日	・ 開札当日は競争加入者本人または代理人の、各社1名のみしか会場には入場できないことを理解しているか。また、開札の遅刻が認められないことも理解しているか。	☐
10	開札当日	・ 全応札者の入札額が予定価格の範囲内に達しなかった場合、直ちに再入札を行うことを理解しているか。 ・ 再入札時の金額について、外部と連絡を取って決めることができないことを理解しているか。	☐
11	開札当日	・ 開札当日には、参加者の名刺、再度入札に備えて印鑑の持参が必要であること、また、競争加入者以外の代理人が参加する場合には委任状（事前提出している場合を除く）の持参が必要であることを理解しているか。	☐
12	落札内訳書	・ 落札が決定した場合は、「落札内訳書」を速やかに提出しなければならないことを理解しているか。（作成日付は開札日と同日とし、落札金額の内訳を記載すること）	☐

【確認日】 令和 年 月 日

【会社名】

【確認者】

契約書（案）

契約件名 国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務

契約金額 金 円也（月額 金 円）
（うち消費税及び地方消費税額 金 円）

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 契約責任者 理事 高橋宏治（以下「発注者」という。）と受注者 （以下「受注者」という。）との間において、上記「国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務」（以下「役務」という。）について、上記の契約金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（役務の提供）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき役務を提供するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。

（完了報告書の提出）

第3条 受注者は、毎月の業務終了後、当該月の完了報告書を国立大隅青少年自然の家管理係に提出し、確認を受けるものとする。

（請求書の提出）

第4条 受注者は、毎月の業務終了後、当該月の請求書を国立大隅青少年自然の家管理係に提出するものとする。

（代金の支払）

第5条 発注者は、適正な請求書を受理後、原則として検収の翌月末までに代金を支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は免除する。

（消費税及び地方消費税）

第7条 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税率及び地方消費税率によるものとする。

(契約の変更等)

第8条 発注者及び受注者は、契約の内容を変更しようとするときは、あらかじめ相手方にその承認を得るものとする。

(第三者委託禁止)

第9条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託（再委託先が委託の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。ただし、業務の主要な部分を除き、その一部を再委託する必要があるときは、あらかじめ発注者にその承認を得るものとする。

2 受注者は、前項ただし書きに定める業務の一部を再委託した場合、当該再委託先の行為は、受注者の行為とみなすものとする。

(遂行状況報告等)

第10条 受注者は、発注者の要求があるときは、役務の遂行状況について、遂行状況報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(役務の遂行不可能な場合の措置)

第11条 発注者と受注者のいずれの責にも帰することのできない事由により役務を実施することが不可能又は困難となったときは、発注者と受注者の間で協議してこの契約を解除し、又は変更するものとする。

(契約の解除等)

第12条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。
- (4) 受注者が、発注者と現に締結している他の契約について、受注者の責に帰すべき事由により当該契約を解除されたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三

者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（６）前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

（７）発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。

２ 前項により契約を解除する場合には、（７）が生じたときは、発注者は受注者に対し契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする１ヶ月前までに通知し、解約できるものとするが、（１）から（６）については、書面をもって通告することによって解除するものとする。

３ 第１項（１）から（６）の各号の一に該当する事由が生じた場合で、発注者が特に必要と認める場合は、同項の規定にかかわらず、受注者に業務改善命令書を送付し、契約を継続できるものとする。

（違約金）

第１３条 前条第１項の規定（同項（７）を除く。）により契約を解除する場合は、受注者は違約金として、契約金額の１０％に相当する額を発注者に対し支払うものとする。

２ 前条第３項の規定により契約を継続する場合は、受注者は違約金として、契約金額の月額５％に相当する額の範囲内で発注者が請求する額を発注者に対し支払うものとする。

（損害賠償）

第１４条 受注者は、善良なる管理者の注意を持って業務を行うものとする。

２ 受注者は、業務実施中に発注者の建物・備品等を破損または紛失した場合には、原状回復の責を負い、原状回復が不可能な場合には当該損害を賠償するものとする。

３ 受注者は、前項に定めるほか、この契約の履行に関して発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

４ 火災、天災、その他不可抗力など、受注者の責任に帰する事が困難な事由によって生じた損害については、この限りではない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第15条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10%に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。（以下「独占禁止法」という。））第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違約行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行なったとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（秘密保持）

第16条 受注者は、この契約に関連して知ることのできた発注者の知識又は情報（個人情報を含む）その他の権利（以下「契約関連情報」という。）について、次の各号の規定を遵守すること。ただし、発注者からの指示又は承諾がある場合はこの限りではない。

- (1) 契約関連情報の目的外利用を禁止するとともに、第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは利用させてはならない。
 - (2) 契約関連情報の漏洩等が発生した場合は、被害拡大の防止に万全を期すとともに、直ちに発注者へ報告すること。
 - (3) 契約関連情報を複製等してはならない。
 - (4) 契約関連情報は、契約期間満了後速やかに消去等すること。
 - (5) 個人情報に関する関係法令に基づき業務を実施すること。
 - (6) 前各号に違反した場合は、契約解除するとともに、発注者に生じた損害賠償の責めを負うこと。
- 2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後においても存続するものとする。

(一般事項)

第17条 この契約についてのその他の一般的約定については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則を遵守し、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

(紛争の解決)

第18条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、独立行政法人国立青少年教育振興機構本部の所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

(その他)

第20条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、発注者・受注者は次に記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和7年 月 日

発注者	住 所	東京都渋谷区代々木神園町3番1号
	氏 名	独立行政法人国立青少年教育振興機構
		契約責任者 理事 高橋 宏治

受注者	住 所
	氏 名

保 全 業 務 特 記 仕 様 書

（水道施設維持管理業務）

令和 7 ～ 1 0 年 度

独立行政法人国立青少年教育振興機構

1 章 総則

1. 1 業務概要

a. 業 務 名

国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務

b. 業務場所

鹿児島県鹿屋市花里町赤崩

国立大隅青少年自然の家

鹿児島県鹿屋市有武町 1 2 9 2 - 2

国立大隅青少年自然の家水源地

鹿児島県垂水市新城字高塚 6 0 7 2 - 6

国立大隅青少年自然の家キャンプ場

鹿児島県垂水市新城字内田 4 0 1 1 - 5

国立大隅青少年自然の家海浜活動施設

c. 業務期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から 令和 1 0 年 9 月 3 0 日まで

d. 契約形態：総価契約

- e. この保全業務（以下「業務」という。）の受注者は、独立行政法人国立青少年教育振興機構 会計規程、契約事務取扱規則を遵守、文部科学省が定めた発注工事請負等契約規則を準用し、この特記仕様書、建築保全業務共通仕様書 令和 5 年版、文教施設保全業務標準仕様書（令和 5 年版）（以下「標準仕様書」という。）に基づき業務を実施する。

f. 業務施設名称と概要

業務要領のとおり

g. 特記仕様書の適用方法

- （１）・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- （２）表中の各欄に数字・文字・記号等を記入する事項については、記入した事項のみ適用する。
- （３）＝又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

1. 2 業務責任者等に必要な資格

水道技術管理者の資格を有すること。

1. 3 業務従事者等の名簿

別紙 1「業務従事者名簿」を提出すること。

1. 4 受注業者に必要な資格等

..... 水道技術管理者の資格を有する者が在籍していること。.....

1. 5 業務関係者に関する責任

..... 受注者は、業務の履行にあたる業務関係者の業務上の行為について一切の責任を負う。.....

1. 6 業務の引き継ぎ

..... 本業務の次回受注者への業務の引き継ぎを行うこと。.....

業務要領

1. 業務内容

(1) 水道技術管理者の設置及び業務

受注者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置くものとし、水道技術管理者は水道法に定める事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督するものとする。

(2) 健康診断

受注者は、作業従事者について水道法に規定する健康診断を実施し、その結果を発注者に報告するものとする。なお、健康診断に要する費用は受注者の負担とする。

(3) 衛生上の措置

3-1) 業務委託設備

3-1-1) 水源地区域 高度浄水設備

ア) 高度浄水装置への供給設備

・原水槽	1 槽 (5 トン)
・原水ポンプ	2 基
・原水槽 P H 計	1 基
・原水槽水位計	1 基
・原水ポンプ流量計	2 基
・バイパス流量計	1 基

イ) 高度浄水装置

・プレフィルター	1 2 本
・R O 膜 (逆浸透膜)	2 基
・記録計	1 基

ウ) R O 膜洗浄装置

・R O 膜洗浄槽	1 槽 (0.3 トン)
・洗浄ポンプ	1 基
・洗浄排水中和槽	1 槽 (0.7 トン)
・洗浄排水中和槽 P H 計	1 基
・記録計	1 基

エ) 薬品注入装置

・塩酸注入ポンプ	2 基
・塩酸貯槽	1 槽 (0.1 トン)
・塩酸貯槽液位計	1 基
・苛性ソーダ注入ポンプ	1 基
・苛性ソーダ貯槽	1 槽 (50 トン)

・苛性ソーダ貯槽液位計	1 基		
・前次亜注入ポンプ	2 基		
・前次亜貯槽	1 槽 (50 ^{リットル})		
・前次亜貯槽液位計	1 基		
・中和剤注入ポンプ	2 基		
・中和剤貯槽	1 槽 (50 ^{リットル})		
・中和剤貯槽液位計	1 基		
3-1-2) 水源地区域 その他設備			
ア) 受水槽・滅菌槽	2 槽 (10 ^{トン} ・25 ^{トン})		
イ) 滅菌装置	2 基		
ウ) 揚水ポンプ	2 基		
エ) 発電機	1 基		
3-1-3) 配水池区域			
ア) 高架水槽	2 槽 (85 ^{トン})		
イ) 揚水ポンプ	2 基		
3-1-4) 管理研修棟区域			
ア) 第1減圧水槽	2 槽 (30 ^{トン})		
イ) 第2減圧水槽	1 槽 (3 ^{トン})		
3-1-5) キャンプ場区域			
ア) 高架水槽	2 槽 (4.95 ^{トン})		
3-1-6) 海浜活動施設区域			
ア) 高架水槽	2 槽 (2 ^{トン})		
3-2) 業務内容			
3-2-1) 清掃業務			
ア) 受水槽、海浜受水槽、 滅菌槽、配水池	槽内槽外清掃	[年1回]	
イ) 減圧水槽 (第1・第2)	槽内槽外清掃	[年1回]	
ウ) キャンプ場高架水槽	槽内槽外清掃	[年1回]	
エ) 原水槽	槽内槽外清掃	[年3回]	
3-2-2) 保守点検業務①			
ア) ポンプ設備保守点検 (揚水ポンプ)		[月2回]	
イ) 滅菌装置保守点検		[月2回]	
ウ) 貯水槽保守点検 (キャンプ場区域・海浜活動施設区域)		[月1回]	
エ) 貯水槽保守点検 (上記区域以外)		[月2回]	
オ) 発電機保守点検 (燃料等も含む。)		[月2回]	
カ) 原水槽水位計保守点検		[年1回]	
3-2-3) 保守点検業務②			
ア) ポンプ設備保守点検 (高度浄水設備各種ポンプ)		[年7回]	

イ) 水質測定装置保守点検	
・各PH計電極部の清掃	[年4回]
・各PH計の校正	[年2回]
・各PH計内部溶液の補充	[年2回]
・記録計チャート紙の交換	[年7回]
ウ) 流量計保守点検	[年7回]
エ) 高度浄水装置保守点検	
・プレフィルターの交換	[年11回]
・RO膜の酸洗浄	[年7回]
・RO膜のアルカリ洗浄	[年2回]
・バルブ類の調整	[年7回]
オ) 薬品貯槽保守点検	[年2回]
カ) 薬品貯槽液位計保守点検	[年1回]
キ) RO膜洗浄槽洗浄	[年7回]
ク) 洗浄排水中和槽洗浄	[年1回]
3-2-4) 日常点検業務	
ア) 薬品補充(次亜塩素酸ソーダ・塩酸等)	[随時]

(4) 業務遂行結果報告

受注者は、請負業務遂行の結果を次のとおり発注者へ報告し、確認を受けるものとする。

- ア) 清掃業務については、別紙2「貯水槽清掃・点検報告書」(写真等貼付)にて清掃前・清掃後の清掃の状況を報告するものとする。
- イ) 保守点検業務については、別紙3「保守点検報告書」(必要に応じ写真等貼付)にて保守点検の状況を報告するものとする。
- ウ) 日常点検業務については、作業終了後、日常点検の状況を報告するものとする。
- エ) 事故、災害等発生状況については、発見の都度、報告するものとする。
- オ) 貯水槽及び水道施設の修繕等が必要と認められた場合については、発注者に報告し、その指示に従うものとする

(5) 留意点

貯水槽の清掃及び保守点検業務遂行中はもちろん、日常において、断水及び水質に異常がないように万全を期して業務を遂行し、円滑な水道施設の運用ができるように心掛けること。

また、高度浄水装置(RO膜装置)の状況や古里水道からの受水量、あるいは季節による条件の変化等に応じて滅菌装置を調整し、発注者とともに協力して水道末端での残留塩素濃度を一定に保つよう心掛けること。

(6) 緊急時の対応

受注者は、水道施設において、故障或不具合等の緊急の事態が発生した場合は、迅速に対応し、復旧に努めなければならない。

なお、その費用は受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰すべき事由又は天災その他避けることができない事由に起因する故障或不具合等の復旧に伴う取替部品費、機器等修繕費はその限りではない。

(7) 業務の実施体制

本業務は、水道施設の維持管理を目的とするため、受注者は、発注者の指示又は緊急の事態等に対し、迅速に対応できる業務の実施体制に関して、事前に書面にて発注者に提出し、承諾を得なければならないものとする。また、水道技術管理者の略歴書等についても併せて提出するものとする。

(8) その他

- ア) 受注者は、本業務の実施にあたって「水道法」及び「水道法施行規則」並びに関係法令等に基づいて誠意をもって従事し、発注者に管理状況を報告するものとする。
- イ) 受注者が業務を実施するにあたって必要な電気料、水道料、薬品等は、発注者の負担とし、施設及び物品（機器整備及び清掃業務に要する特殊用品は除く。）等の使用は無償とする。なお、発注者の負担について、受注者は極力経費の軽減を図るものとする。
- ウ) 受注者は、関係機関の立入検査等の実施時には立会い等を行い、その結果について発注者に報告しなければならない。
- エ) 受注者は、施設及び物品（機器整備及び清掃業務に要する特殊用品は除く。）等を使用するにあたって、善良なる管理者をもって管理・使用するものとし、故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- オ) 業務の実施のため必要な作業員の雇用契約及び労働関係法令上の一切の責任は受注者が負うものとし、受注者が提供した役務について、発注者は一切の危険負担は負わないものとする。
- カ) 受注者は、作業員に安全教育を徹底させ、常に服装、勤務態度、風紀、衛生等について万全の監督を行うものとする。なお、勤務中は身分証明書等の必要なものは常時携帯させるものとする。

この仕様は、大要を示すものであり、その詳細については、必要に応じて指示するものとする。

業 務 従 事 者 名 簿

請 負 件 名 国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務

写 真 貼 付	事 項	適 用
	氏 名	
	生 年 月 日	
	年 齢	
	連 絡 先	
○水道技術管理者の資格取得年月日 年 月 日 取得 ○水道技術管理の実務年数 年		
略 歴（資格・研修等）		

令 和 年 月 日

国立青少年教育振興機構 殿

受注者

住 所
氏 名

次長	管理係長	係員

貯水槽清掃・点検報告書

清掃者	氏名	印
清掃日時	年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分
凡例	✓ 完了・異常なし × 異常あり(異常ありの場合は連絡事項欄にコメントを記載すること。)	

貯水槽概要	受水槽、減菌槽、減圧水槽第1、減圧水槽第2、高架水槽、原水槽（実施した水槽に○のこと）		
	異常の有無	連絡事項	
清掃の実施			
6面点検の可否			
水槽付近の汚染状況			
排水口の詰まり具合			
通気管の状態			
オーバーフロー管の状態			
液面制御装置の状態			
自動制御装置の状態			
水槽の漏水			
クロスコネクション			
槽内消毒			
	基準	測定値	連絡事項
水質検査			
残留塩素	0.1mg/L以上	mg/L	
色度	5度以下	度	
濁度	2度以下	度	
臭気	異常でないこと	異常有・異常無	
味	異常でないこと	異常有・異常無	

貯水槽概要	受水槽、減菌槽、減圧水槽第1、減圧水槽第2、高架水槽、原水槽（実施した水槽に○のこと）		
	異常の有無	連絡事項	
清掃の実施			
6面点検の可否			
水槽付近の汚染状況			
排水口の詰まり具合			
通気管の状態			
オーバーフロー管の状態			
液面制御装置の状態			
自動制御装置の状態			
水槽の漏水			
クロスコネクション			
槽内消毒			
	基準	測定値	連絡事項
水質検査			
残留塩素	0.1mg/L以上	mg/L	
色度	5度以下	度	
濁度	2度以下	度	
臭気	異常でないこと	異常有・異常無	
味	異常でないこと	異常有・異常無	

次長	管理係長	係員

貯水槽清掃・点検報告書

清掃点検年月日 令和 年 月 日 曜日

建築物 名称 国立大隅青少年自然の家

所在地 鹿屋市花里町赤崩地内

清掃点検に伴う報告

摘 要 箇 所	改 善 を 要 す る 事 項		
井水 量水器 水量	t	/ ~ /	使用量 t
井水 量水器 水量	t	/ ~ /	" t
簡易 " "	t	/ ~ /	" t
水位計設置場所	確認 時間	水 深	備 考
第1 減圧水槽	時 分	, m	
第2 "	時 分	, m	
受水槽	時 分	, m	
配水池	時 分	, m	
キャンプ場高架水槽	時 分	, m	
海浜受水槽	時 分	, m	
滅菌槽	時 分	, m	
水源地原水槽	時 分	, m	
水源池浄水装置処理水量	透 過 水 No.1	t	使用量 t
	" No.2	t	" t
	余 剰 水	t	" t

受注者

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

次長	管理係長	係員

貯水槽清掃・点検報告書

清掃点検年月日 令和 年 月 日 曜日

建築物 名称 国立大隅青少年自然の家

所在地 鹿屋市花里町赤崩地内

清掃点検に伴う報告

摘要箇所	改善を要する事項

※別紙 2-2 の報告内容にて改善を要する事項がある場合に使用する。

受注者 所在地
名称
代表者氏名

印

貯水槽清掃・点検報告書

施設名称 国立大隅青少年自然の家

受注者																	
作業員氏名		監督資格者						作業責任者						清掃作業従事者		人	
清掃場所		第一減圧水槽															
清掃年月日		令和 年 月 日 曜日						天候									
清掃消毒液		次亜塩素酸ナトリウム液				濃度		PPM				消毒回数		回			
貯水槽内訳		容量 t				基数 基				槽数 槽							
点検箇所		項目				点検状態											
貯水槽内部	1. 壁面床面	1	沈殿物	A	なし	B	土砂赤錆少々	C	土砂赤錆多量								
		2	藻の繁殖	A	なし	B	少々	C	多量								
		3	亀裂	A	なし	B	ヒビ程度	C	漏水する								
	2. 浮遊物, 異物	1	浮遊物	A	なし	B	有り ()										
		2	異物	A	なし	B	有り ()										
	3. はしごの状態	1	取付状態	A	良い	B	少し動く	C	取付不良								
		2	腐食状態	A	なし	B	錆ている	C	腐食がひどい								
		3	材質	A	ステン, 塩ビ	B	鋼管, 鋳物製	C	取付なし								
	4. ボールタップ	1	浮き玉	A	異常なし	B	変形している	C	不良								
		2	弁の状態	A	完全止水する	B	点滴状態	C	不良								
		3	作業金具	A	異常なし	B	遊びが多い	C	不良								
	5. ストレーナ	1	外観	A	異常なし	B	損傷, ヒビ	C	変形不良								
		2	腐食	A	全くなし	B	錆つき程度	C	腐食がひどい								
		3	材質	A	ステン, 塩ビ	B	鋼管, 鋳物製	C	取付なし								
	6. 水槽の構造	1	材質	A	ステン, FPR	B	コンクリート	C	鉄板製								
		2	死水構造	A	全くなし	B	ごく一部にあり	C	多い								
	7. 槽内配管	1	水中配管	A	全くなし	B	少々	C	多々ある								
		2	天上下配管	A	全くなし	B	少々	C	多々ある								
		3	腐食	A	全くない	B	錆つき少々	C	腐食がひどい								
	8. 水の状態	1	透明度	A	無色透明	B	濁りがある	C	赤水である								
		2	臭気	A	なし	B	少し匂う	C	ひどく匂う								
		3	味	A	異常なし	B	やや味がある	C	変な味がする								
	備考																
点検：年1回																	

以上, 確かに点検報告致します。

清掃点検年月日 令和 年 月 日

作業責任者氏名

印

貯水槽清掃・点検報告書

施設名称 国立大隅青少年自然の家

受注者																	
作業員氏名		監督資格者						作業責任者						清掃作業従事者		人	
清掃場所		第二減圧水槽															
清掃年月日		令和 年 月 日 曜日						天候									
清掃消毒液		次亜塩素酸ナトリウム液				濃度		PPM				消毒回数		回			
貯水槽内訳		容量 t				基数 基				槽数 槽							
点検箇所		項目				点検状態											
貯水槽内部	1. 壁面床面	1	沈殿物	A	なし	B	土砂赤錆少々	C	土砂赤錆多量								
		2	藻の繁殖	A	なし	B	少々	C	多量								
		3	亀裂	A	なし	B	ヒビ程度	C	漏水する								
	2. 浮遊物, 異物	1	浮遊物	A	なし	B	有り ()										
		2	異物	A	なし	B	有り ()										
	3. はしごの状態	1	取付状態	A	良い	B	少し動く	C	取付不良								
		2	腐食状態	A	なし	B	錆ている	C	腐食がひどい								
		3	材質	A	ステン, 塩ビ	B	鋼管, 鋳物製	C	取付なし								
	4. ボールタップ	1	浮き玉	A	異常なし	B	変形している	C	不良								
		2	弁の状態	A	完全止水する	B	点滴状態	C	不良								
		3	作業金具	A	異常なし	B	遊びが多い	C	不良								
	5. 送水管	1	外観	A	異常なし	B	損傷, ヒビ	C	変形不良								
		2	腐食	A	全くなし	B	錆つき程度	C	腐食がひどい								
		3	材質	A	ステン, 塩ビ	B	鋼管, 鋳物製	C	取付なし								
	6. 水槽の構造	1	材質	A	ステン, FPR	B	コンクリート	C	鉄板製								
		2	死水構造	A	全くなし	B	ごく一部にあり	C	多い								
	7. 槽内配管	1	水中配管	A	全くなし	B	少々	C	多々ある								
		2	天上下配管	A	全くなし	B	少々	C	多々ある								
		3	腐食	A	全くない	B	錆つき少々	C	腐食がひどい								
	8. 水の状態	1	透明度	A	無色透明	B	濁りがある	C	赤水である								
		2	臭気	A	なし	B	少し匂う	C	ひどく匂う								
		3	味	A	異常なし	B	やや味がある	C	変な味がする								
	備考																
点検：年1回																	

以上, 確かに点検報告致します。

清掃点検年月日 令和 年 月 日

作業責任者氏名

印

貯水槽清掃・点検報告書

施設名称 国立大隅青少年自然の家

受注者													
作業員氏名		監督資格者				作業責任者				清掃作業従事者		人	
清掃場所		受水槽(中継槽)											
清掃年月日		令和 年 月 日 曜日				天候							
清掃消毒液		次亜塩素酸ナトリウム液		濃度		PPM		消毒回数		回			
貯水槽内訳		容量 t		基数 基				槽数 槽					
点検箇所		項目		点検状態									
貯 水 槽 内 部	1. 壁面床面	1	沈殿物	A	なし	B	土砂赤錆少々	C	土砂赤錆多量				
		2	藻の繁殖	A	なし	B	少々	C	多量				
		3	亀裂	A	なし	B	ヒビ程度	C	漏水する				
	2. 浮遊物, 異物	1	浮遊物	A	なし	B	有り ()						
		2	異物	A	なし	B	有り ()						
	3. はしごの状態	1	取付状態	A	良い	B	少し動く	C	取付不良				
		2	腐食状態	A	なし	B	錆ている	C	腐食がひどい				
		3	材質	A	ステン, 塩ビ	B	鋼管, 鋳物製	C	取付なし				
	4. ボールタップ	1	浮き玉	A	異常なし	B	変形している	C	不良				
		2	弁の状態	A	完全止水する	B	点滴状態	C	不良				
		3	作業金具	A	異常なし	B	遊びが多い	C	不良				
	5. ストレーナ	1	外観	A	異常なし	B	損傷, ヒビ	C	変形不良				
		2	腐食	A	全くなし	B	錆つき程度	C	腐食がひどい				
		3	材質	A	ステン, 塩ビ	B	鋼管, 鋳物製	C	取付なし				
	6. 水槽の構造	1	材質	A	ステン, FPR	B	コンクリート	C	鉄板製				
		2	死水構造	A	全くなし	B	ごく一部にあり	C	多い				
	7. 槽内配管	1	水中配管	A	全くなし	B	少々	C	多々ある				
		2	天上下配管	A	全くなし	B	少々	C	多々ある				
		3	腐食	A	全くない	B	錆つき少々	C	腐食がひどい				
	8. 電極棒	1	棒の長さ	A	適正である	B	不適當						
		2	藻の付着	A	なし	B	付着している						
		3	形態	A	異常なし	B	曲がっている	C	折れ, 離れ				
	9. 水の状態	1	透明度	A	無色透明	B	濁りがある	C	赤水である				
		2	臭気	A	なし	B	少し匂う	C	ひどく匂う				
		3	味	A	異常なし	B	やや味がある	C	変な味がする				
	備考												
点検：年1回													

以上, 確かに点検報告致します。

清掃点検年月日 令和 年 月 日

作業責任者氏名

印

貯水槽清掃・点検報告書

施設名称 国立大隅青少年自然の家

受注者															
作業員氏名		監督資格者						作業責任者				清掃作業従事者		人	
清掃場所		配水池													
清掃年月日		令和 年 月 日 曜日						天候							
清掃消毒液		次亜塩素酸ナトリウム液			濃度		PPM		消毒回数		回				
貯水槽内訳		容量 t			基数 基				槽数 槽						
点検箇所		項目			点検状態										
貯水槽内部	1. 壁面床面	1	沈殿物	A	なし		B	土砂赤錆少々		C	土砂赤錆多量				
		2	藻の繁殖	A	なし		B	少々		C	多量				
		3	亀裂	A	なし		B	ヒビ程度		C	漏水する				
	2. 浮遊物, 異物	1	浮遊物	A	なし		B	有り ()							
		2	異物	A	なし		B	有り ()							
	3. はしごの状態	1	取付状態	A	良い		B	少し動く		C	取付不良				
		2	腐食状態	A	なし		B	錆ている		C	腐食がひどい				
		3	材質	A	ステン, 塩ビ		B	鋼管, 鋳物製		C	取付なし				
	4. ストレーナ	1	外観	A	異常なし		B	損傷, ヒビ		C	変形不良				
		2	腐食	A	全くなし		B	錆つき程度		C	腐食がひどい				
		3	材質	A	ステン, 塩ビ		B	鋼管, 鋳物製		C	取付なし				
	5. 水槽の構造	1	材質	A	ステン, FPR		B	コンクリート		C	鉄板製				
		2	死水構造	A	全くなし		B	ごく一部にあり		C	多い				
	6. 槽内配管	1	水中配管	A	全くなし		B	少々		C	多々ある				
		2	天上下配管	A	全くなし		B	少々		C	多々ある				
		3	腐食	A	全くない		B	錆つき少々		C	腐食がひどい				
	7. 電極棒	1	棒の長さ	A	適正である		B	不適當							
		2	藻の付着	A	なし		B	付着している							
		3	形態	A	異常なし		B	曲がっている		C	折れ, 離れ				
	8. 水の状態	1	透明度	A	無色透明		B	濁りがある		C	赤水である				
		2	臭気	A	なし		B	少し匂う		C	ひどく匂う				
		3	味	A	異常なし		B	やや味がある		C	変な味がする				
	備考														
点検：年1回															

以上, 確かに点検報告致します。

清掃点検年月日 令和 年 月 日

作業責任者氏名 印

貯水槽清掃・点検報告書

施設名称 国立大隅青少年自然の家

受注者															
作業員氏名		監督資格者						作業責任者				清掃作業従事者		人	
清掃場所		キャンプ場													
清掃年月日		令和 年 月 日 曜日						天候							
清掃消毒液		次亜塩素酸ナトリウム液			濃度		PPM		消毒回数		回				
貯水槽内訳		容量 t			基数 基				槽数 槽						
点検箇所		項目			点検状態										
貯水槽内 部	1. 壁面床面	1	沈殿物	A	なし	B	土砂赤錆少々	C	土砂赤錆多量						
		2	藻の繁殖	A	なし	B	少々	C	多量						
		3	亀裂	A	なし	B	ヒビ程度	C	漏水する						
	2. 浮遊物, 異物	1	浮遊物	A	なし	B	有り ()								
		2	異物	A	なし	B	有り ()								
	3. はしごの状態	1	取付状態	A	良い	B	少し動く	C	取付不良						
		2	腐食状態	A	なし	B	錆ている	C	腐食がひどい						
		3	材質	A	ステン, 塩ビ	B	鋼管, 鋳物製	C	取付なし						
	4. 水槽の構造	1	材質	A	ステン, FPR	B	コンクリート	C	鉄板製						
		2	死水構造	A	全くなし	B	ごく一部にあり	C	多い						
	5. 槽内配管	1	水中配管	A	全くなし	B	少々	C	多々ある						
		2	天上下配管	A	全くなし	B	少々	C	多々ある						
		3	腐食	A	全くない	B	錆つき少々	C	腐食がひどい						
	6. 水の状態	1	透明度	A	無色透明	B	濁りがある	C	赤水である						
		2	臭気	A	なし	B	少し匂う	C	ひどく匂う						
		3	味	A	異常なし	B	やや味がある	C	変な味がする						
備考															
	点検：年1回														

以上, 確かに点検報告致します。

清掃点検年月日 令和 年 月 日

作業責任者氏名 印

貯水槽清掃・点検報告書

施設名称 国立大隅青少年自然の家

受注者																				
作業員氏名			監督資格者						作業責任者						清掃作業従事者			人		
清掃場所			海浜受水槽																	
清掃年月日			令和 年 月 日 曜日						天候											
清掃消毒液			次亜塩素酸ナトリウム液				濃度		PPM				消毒回数		回					
貯水槽内訳			容量 t				基数 基				槽数 槽									
点検箇所			項目				点検状態													
貯水槽内部	1.	壁面床面	1	沈殿物	A	なし			B	土砂赤錆少々			C	土砂赤錆多量						
			2	藻の繁殖	A	なし			B	少々			C	多量						
			3	亀裂	A	なし			B	ヒビ程度			C	漏水する						
	2.	浮遊物, 異物	1	浮遊物	A	なし			B	有り ()										
			2	異物	A	なし			B	有り ()										
	3.	はしごの状態	1	取付状態	A	良い			B	少し動く			C	取付不良						
			2	腐食状態	A	なし			B	錆ている			C	腐食がひどい						
			3	材質	A	ステン, 塩ビ			B	鋼管, 鋳物製			C	取付なし						
	4.	ストレーナ	1	外観	A	異常なし			B	損傷, ヒビ			C	変形不良						
			2	腐食	A	全くなし			B	錆つき程度			C	腐食がひどい						
			3	材質	A	ステン, 塩ビ			B	鋼管, 鋳物製			C	取付なし						
	5.	水槽の構造	1	材質	A	ステン, FPR			B	コンクリート			C	鉄板製						
			2	死水構造	A	全くなし			B	ごく一部にあり			C	多い						
	6.	槽内配管	1	水中配管	A	全くなし			B	少々			C	多々ある						
			2	天上下配管	A	全くなし			B	少々			C	多々ある						
			3	腐食	A	全くない			B	錆つき少々			C	腐食がひどい						
	7.	電極棒	1	棒の長さ	A	適正である			B	不適當										
			2	藻の付着	A	なし			B	付着している										
			3	形態	A	異常なし			B	曲がっている			C	折れ, 離れ						
	8.	水の状態	1	透明度	A	無色透明			B	濁りがある			C	赤水である						
			2	臭気	A	なし			B	少し匂う			C	ひどく匂う						
			3	味	A	異常なし			B	やや味がある			C	変な味がする						
	備考																			
点検：年1回																				

以上, 確かに点検報告致します。

清掃点検年月日 令和 年 月 日

作業責任者氏名 印

貯水槽清掃・点検報告書

施設名称 国立大隅青少年自然の家

受注者															
作業員氏名		監督資格者						作業責任者				清掃作業従事者		人	
清掃場所		滅菌槽													
清掃年月日		令和 年 月 日 曜日						天候							
清掃消毒液		次亜塩素酸ナトリウム液			濃度		PPM			消毒回数		回			
貯水槽内訳		容量 t			基数 基				槽数 槽						
点検箇所		項目			点検状態										
貯水槽内部	1. 壁面床面	1	沈殿物	A	なし	B	土砂赤錆少々	C	土砂赤錆多量						
		2	藻の繁殖	A	なし	B	少々	C	多量						
		3	亀裂	A	なし	B	ヒビ程度	C	漏水する						
	2. 浮遊物, 異物	1	浮遊物	A	なし	B	有り ()								
		2	異物	A	なし	B	有り ()								
	3. はしごの状態	1	取付状態	A	良い	B	少し動く	C	取付不良						
		2	腐食状態	A	なし	B	錆ている	C	腐食がひどい						
		3	材質	A	ステン, 塩ビ	B	鋼管, 鋳物製	C	取付なし						
	4. ストレーナ	1	外観	A	異常なし	B	損傷, ヒビ	C	変形不良						
		2	腐食	A	全くなし	B	錆つき程度	C	腐食がひどい						
		3	材質	A	ステン, 塩ビ	B	鋼管, 鋳物製	C	取付なし						
	5. 水槽の構造	1	材質	A	ステン, FPR	B	コンクリート	C	鉄板製						
		2	死水構造	A	全くなし	B	ごく一部にあり	C	多い						
	6. 槽内配管	1	水中配管	A	全くなし	B	少々	C	多々ある						
		2	天上下配管	A	全くなし	B	少々	C	多々ある						
		3	腐食	A	全くない	B	錆つき少々	C	腐食がひどい						
	7. 電極棒	1	棒の長さ	A	適正である	B	不適當								
		2	藻の付着	A	なし	B	付着している								
		3	形態	A	異常なし	B	曲がっている	C	折れ, 離れ						
	8. 水の状態	1	透明度	A	無色透明	B	濁りがある	C	赤水である						
		2	臭気	A	なし	B	少し匂う	C	ひどく匂う						
		3	味	A	異常なし	B	やや味がある	C	変な味がする						
	備考														
点検：年1回															

以上, 確かに点検報告致します。

清掃点検年月日 令和 年 月 日

作業責任者氏名 印

貯水槽清掃・点検報告書

施設名称 国立大隅青少年自然の家

受注者															
作業員氏名		監督資格者						作業責任者				清掃作業従事者		人	
清掃場所		水源池原水槽													
清掃年月日		令和 年 月 日 曜日						天候							
清掃消毒液		次亜塩素酸ナトリウム液			濃度		PPM			消毒回数		回			
貯水槽内訳		容量 t			基数 基				槽数 槽						
点検箇所		項目			点検状態										
貯水槽内 部	1. 壁面床面	1	沈殿物	A	なし	B	土砂赤錆少々	C	土砂赤錆多量						
		2	藻の繁殖	A	なし	B	少々	C	多量						
		3	亀裂	A	なし	B	ヒビ程度	C	漏水する						
	2. 浮遊物, 異物	1	浮遊物	A	なし	B	有り ()								
		2	異物	A	なし	B	有り ()								
	3. はしごの状態	1	取付状態	A	良い	B	少し動く	C	取付不良						
		2	腐食状態	A	なし	B	錆ている	C	腐食がひどい						
		3	材質	A	ステン, 塩ビ	B	鋼管, 鋳物製	C	取付なし						
	4. ストレーナ	1	外観	A	異常なし	B	損傷, ヒビ	C	変形不良						
		2	腐食	A	全くなし	B	錆つき程度	C	腐食がひどい						
		3	材質	A	ステン, 塩ビ	B	鋼管, 鋳物製	C	取付なし						
	5. 水槽の構造	1	材質	A	ステン, FPR	B	コンクリート	C	鉄板製						
		2	死水構造	A	全くなし	B	ごく一部にあり	C	多い						
	6. 槽内配管	1	水中配管	A	全くなし	B	少々	C	多々ある						
		2	天上下配管	A	全くなし	B	少々	C	多々ある						
		3	腐食	A	全くない	B	錆つき少々	C	腐食がひどい						
	7. 電極棒	1	棒の長さ	A	適正である	B	不適當								
		2	藻の付着	A	なし	B	付着している								
		3	形態	A	異常なし	B	曲がっている	C	折れ, 離れ						
	8. 水の状態	1	透明度	A	無色透明	B	濁りがある	C	赤水である						
		2	臭気	A	なし	B	少し匂う	C	ひどく匂う						
		3	味	A	異常なし	B	やや味がある	C	変な味がする						
	備考														
点検：年3回															

以上, 確かに点検報告致します。

清掃点検年月日 令和 年 月 日

作業責任者氏名 印

次長	管理係長	係員

保守点検報告書

令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分									
気温 ℃ 水温 ℃					晴 曇 雨		点検者	会社名	
点検場所		浄水場施設及び水源池機械室				担当者		印	
	NO	機器名称		点検頻度	点 検 結 果				
	1	ポンプ設備保守点検(揚水ポンプ、給水ポンプ)		月2回	正常 ・ 異常	電流値	A	絶縁測定値	MΩ 以上
	2	滅菌装置保守点検		月2回	正常 ・ 異常	表示値	mg/L	設定値	
	3	貯水槽保守点検(キャンプ場区域・海浜活動施設区域)		月1回	正常 ・ 異常				
	4	貯水槽保守点検(上記区域以外)		月2回	正常 ・ 異常				
	5	発電機保守点検(燃料等も含む)		月2回	正常 ・ 異常	電流値	A	絶縁測定値	MΩ 以上
	6	原水槽水位保守点検		年1回	正常 ・ 異常				
	7	ポンプ設備保守点検(高度浄水設備各種ポンプ)		年7回	正常 ・ 異常	電流値	A	絶縁測定値	MΩ 以上
	8	水質測定装置保守点検							
		・各PH計電極部の清掃		年4回	正常 ・ 異常	清掃	(済 ・ 未)		
		・各PH計の校正		年2回	正常 ・ 異常	測定値		表示値	
		・各PH計内部溶液の補充		年2回	正常 ・ 異常	補充	(済 ・ 未)		
		・記録計チャート紙の交換		年7回	正常 ・ 異常	取替	(済 ・ 未)		
		・流量計保守点検		年7回	正常 ・ 異常	測定値	m ³ /H	圧力計	Mpa
	9	高度浄水装置保守点検							
		・プレフィルターの交換		年11回	正常 ・ 異常	取替	(済 ・ 未)		
		・RO膜の酸洗浄		年7回	正常 ・ 異常	洗浄	(済 ・ 未)		
		・RO膜のアルカリ洗浄		年2回	正常 ・ 異常	洗浄	(済 ・ 未)		
		・バルブ類の調整		年7回	正常 ・ 異常	調整	(済 ・ 未)		
	10	薬品貯槽保守点検		年2回	正常 ・ 異常				
	11	薬品貯槽液位計保守点検		年1回	正常 ・ 異常	残量	L		
	12	RO膜洗浄槽洗浄		年7回	正常 ・ 異常	洗浄	(済 ・ 未)		
	13	洗浄排水中和槽洗浄		年1回	正常 ・ 異常	洗浄	(済 ・ 未)		
	14	薬品補充(次亜塩素酸ソーダ・塩酸等)		随時	正常 ・ 異常	補充	(済 ・ 無)		
	備考								

別紙3-1

[illegible]

別紙3-4

設備種別	滅菌器		メーカー（日本フィーダー）			型式（CSD-61P）									
			基数 2基			タンク容量 100L									
点検項目	種別		状態					塩酸容量							
1. 作動状態	1	回転状態	A	右回転（正回転）	B	左回転（逆回転）	C	回らない	1	点検時容量	L				
	2	作動音	A	異常なし	B	少々異音がある	C	異音がひどい	2	補給液量	L				
	3	腐食	A	異常なし	B	少々腐食	C	腐食がひどい	3	補給水量	L				
2. 薬液注入状態	1	注入管	A	点滴式又はなし	B	水漏れが多い	C	エアーを引き込む	4	合計容量	L				
	2	チャッキ弁	A	正常に動く	B	ゴミ等の詰まり	C	不良	備考						
3. 薬液タンク状態	1	漏水	A	異常なし	B	亀裂、損傷有り	C	漏水あり							
	2	目盛	A	良く判る	B	汚れて判らない	C	なし							
4. 薬液媒溶濃度	内訳		A	水	：	液	B	水	：	液	C	その他	水：液	滅菌器NO	に切替
	濃度			10	：	1		20	：	1			：		
5. 薬液容量	1	点検時容量	NO. 1		L		NO. 2		L		/ ～ / 塩素使用量 L				
	2	補給液量			L				L		配水池 PPM(キャンプ場揚水ポンプより)				
	3	補給水量			L				L		いろり庵 PPM				
6. 残留塩素濃度	場所		本館		ポンプ室		炊飯場		キャンプ場管理棟						
	濃度		PPM		PPM		PPM		PPM						
摘要	残留塩素濃度0.1PPM以上から0.3PPM以内が最適														
	(ポンプ室残留塩素濃度、夏季冬季での差が激しくその限りではない)														
点検：月2回															

保守点検報告書(点検表)

点 検 箇 所			項 目		点 検 状 態				摘 要		
キャン プ場 高架 水槽	1.	水槽の構造	1	材質	A	ステンFRP	B	コンクリート	C	鉄板製	
			2	死水構造	A	全くなし	B	ごく一部に有り	C	多い	
	2.	水の状態	1	透明度	A	無色透明	B	濁りがある	C	赤水である	
			2	臭気	A	なし	B	少し匂う	C	ひどく匂う	
			3	味	A	異常なし	B	やや味がある	C	変な味がする	
	3.	水槽蓋	1	雨水の浸入	A	完全防止	B	浸入する	C	蓋がなし	
			2	施錠	A	鍵、ビス止	B	針金止め	C	止めなし	
			3	腐食	A	全くない	B	錆つき少々	C	腐食がひどい	
			4	形	A	異常なし	B	損傷、ひび	C	変形、割れ	
	4.	通気筒	1	雨水の浸入	A	完全防止	B	浸入する	C	壊れている	
			2	防虫網	A	ついている	B	破損	C	なし	
	5.	オーバーフロー	1	間接排水	A	排水口との間隔が2倍以上有る		C	2 倍ない		
			2	防虫網	A	ついている	B	破損	C	なし	
			3	管支持	A	丈夫である	B	がたつきあり	C	固定なし	
	6.	バルブ	1	開閉状態	A	完全止水する	B	点滴状態	C	不良	
			2	状態	A	異常なし	B	腐食してる	C	不良	
	7.	配管状態	1	防露状態	A	良い	B	一部防露不良	C	防露なし	
			2	腐食状態	A	異常なし	B	腐食している	C	不良	
	8.	水槽外部	1	藻の繁殖	A	異常なし	B	少々有り	C	繁殖がひどい	
			2	漏水状態	A	異常なし	B	亀裂のみ	C	漏水する	
			3	点検確認	A	全面可能	B	一部不可能	C	一部可能	
	9.	外部はしご	1	取付状態	A	異常なし	B	ややがたつく	C	がたつきひどい	
			2	腐食状態	A	異常なし	B	腐食している	C	不良	
			3	材質	A	ステンレスFRP	B	鋼管製	C	その他	
1.	水槽の構造	1	材質	A	ステンFRP	B	コンクリート	C	鉄板製		
		2	死水構造	A	全くなし	B	ごく一部に有り	C	多い		
2.	水の状態	1	透明度	A	無色透明	B	濁りがある	C	赤水である		
		2	臭気	A	なし	B	少し匂う	C	ひどく匂う		
		3	味	A	異常なし	B	やや味がある	C	変な味がする		
3.	水槽蓋	1	雨水の浸入	A	完全防止	B	浸入する	C	蓋がなし		
		2	施錠	A	鍵、ビス止	B	針金止め	C	止めなし		
		3	腐食	A	全くない	B	錆つき少々	C	腐食がひどい		
		4	形	A	異常なし	B	損傷、ひび	C	変形、割れ		
4.	バルブ	1	開閉状態	A	完全止水する	B	点滴状態	C	不良		
		2	状態	A	異常なし	B	腐食してる	C	不良		
5.	配管状態	1	防露状態	A	良い	B	一部防露不良	C	防露なし		
		2	腐食状態	A	異常なし	B	腐食している	C	不良		
6.	水槽外部	1	藻の繁殖	A	異常なし	B	少々有り	C	繁殖がひどい		
		2	漏水状態	A	異常なし	B	亀裂のみ	C	漏水する		
		3	点検確認	A	全面可能	B	一部不可能	C	一部可能		
7.	ボールタップ	1	浮き玉	A	異常なし	B	変形	C	不良		
		2	弁の状態	A	止水する	B	点滴状態	C	不良		
		3	作動金具	A	異常なし	B	遊びが多い	C	不良		

保守点検報告書(点検表)

別紙3-6

点 検 箇 所		項 目		点 検 状 態			摘 要
第一減圧水槽	1. 水槽の構造	1 材質	A ステンFRP	B コンクリート	C 鉄板製		
		2 死水構造	A 全くなし	B ごく一部に有り	C 多い		
	2. 水の状態	1 透明度	A 無色透明	B 濁りがある	C 赤水である		
		2 臭気	A なし	B 少し匂う	C ひどく匂う		
		3 味	A 異常なし	B やや味がある	C 変な味がする		
	3. 水槽蓋	1 雨水の浸入	A 完全防止	B 浸入する	C 蓋がなし		
		2 施錠	A 鍵、ビス止	B 針金止め	C 止めなし		
		3 腐食	A 全くない	B 錆つき少々	C 腐食がひどい		
		4 形	A 異常なし	B 損傷、ひび	C 変形、割れ		
	4. 通気筒	1 雨水の浸入	A 完全防止	B 浸入する	C 壊れている		
		2 防虫網	A ついている	B 破損	C なし		
	5. オーバーフロー	1 間接排水	A 排水口との間隔が2倍以上有る	C 2倍ない			
		2 防虫網	A ついている	B 破損	C なし		
		3 管支持	A 丈夫である	B がたつきあり	C 固定なし		
	6. バルブ	1 開閉状態	A 完全止水する	B 点滴状態	C 不良		
		2 状態	A 異常なし	B 腐食してる	C 不良		
	7. 配管状態	1 防露状態	A 良い	B 一部防露不良	C 防露なし		
		2 腐食状態	A 異常なし	B 腐食している	C 不良		
	8. 水槽外部	1 藻の繁殖	A 異常なし	B 少々有り	C 繁殖がひどい		
		2 漏水状態	A 異常なし	B 亀裂のみ	C 漏水する		
		3 点検確認	A 全面可能	B 一部不可能	C 一部可能		
	9. ボールタップ	1 浮き玉	A 異常なし	B 変形	C 不良		
		2 弁の状態	A 止水する	B 点滴状態	C 不良		
		3 定水弁	A 良く効く	B 効きが悪い	C 漏水している		
	1. 水槽の構造	1 材質	A ステンFRP	B コンクリート	C 鉄板製		
		2 死水構造	A 全くなし	B ごく一部に有り	C 多い		
	2. 水の状態	1 透明度	A 無色透明	B 濁りがある	C 赤水である	炊飯	
		2 臭気	A なし	B 少し匂う	C ひどく匂う		
		3 味	A 異常なし	B やや味がある	C 変な味がする		
	3. 水槽蓋	1 雨水の浸入	A 完全防止	B 浸入する	C 蓋がなし		
		2 施錠	A 鍵、ビス止	B 針金止め	C 止めなし		
		3 腐食	A 全くない	B 錆つき少々	C 腐食がひどい		
		4 形	A 異常なし	B 損傷、ひび	C 変形、割れ		
	4. 通気筒	1 雨水の浸入	A 完全防止	B 浸入する	C 壊れている		
		2 防虫網	A ついている	B 破損	C なし		
	5. オーバーフロー	1 間接排水	A 排水口との間隔が2倍以上有る	C 2倍ない			
		2 防虫網	A ついている	B 破損	C なし		
		3 管支持	A 丈夫である	B がたつきあり	C 固定なし		
	6. バルブ	1 開閉状態	A 完全止水する	B 点滴状態	C 不良		
		2 状態	A 異常なし	B 腐食してる	C 不良		
	7. 配管状態	1 防露状態	A 良い	B 一部防露不良	C 防露なし		
		2 腐食状態	A 異常なし	B 腐食している	C 不良		
	8. 水槽外部	1 藻の繁殖	A 異常なし	B 少々有り	C 繁殖がひどい		
		2 漏水状態	A 異常なし	B 亀裂のみ	C 漏水する		
		3 点検確認	A 全面可能	B 一部不可能	C 一部可能		
	9. ボールタップ	1 浮き玉	A 異常なし	B 変形	C 不良		
		2 弁の状態	A 止水する	B 点滴状態	C 不良		
		3 作動金具	A 異常なし	B 遊びが多い	C 不良		

保守点検報告書(点検表)

別紙3-7

点 検 箇 所		項 目		点 検 状 態			摘 要
受 水 槽	1. 水槽の構造	1 材質	A ステンFRP	B コンクリート	C 鉄板製		
		2 死水構造	A 全くなし	B ごく一部に有り	C 多い		
	2. 水の状態	1 透明度	A 無色透明	B 濁りがある	C 赤水である		
		2 臭気	A なし	B 少し匂う	C ひどく匂う		
		3 味	A 異常なし	B やや味がある	C 変な味がする		
	3. 水槽蓋	1 雨水の浸入	A 完全防止	B 浸入する	C 蓋がなし		
		2 施錠	A 鍵、ビス止	B 針金止め	C 止めなし		
		3 腐食	A 全くない	B 錆つき少々	C 腐食がひどい		
		4 形	A 異常なし	B 損傷、ひび	C 変形、割れ		
	4. 通気筒	1 雨水の浸入	A 完全防止	B 浸入する	C 壊れている		
		2 防虫網	A ついている	B 破損	C なし		
	5. ボールタップ	1 浮き玉	A 異常なし	B 変形	C 不良		
		2 弁の状態	A 止水する	B 点滴状態	C 不良		
		3 作動金具	A 異常なし	B 遊び多い	C 不良		
	6. バルブ	1 開閉状態	A 完全止水する	B 点滴状態	C 不良		
		2 状態	A 異常なし	B 腐食してる	C 不良		
	7. 配管状態	1 防露状態	A 良い	B 一部防露不良	C 防露なし		
		2 腐食状態	A 異常なし	B 腐食している	C 不良		
	8. 水槽外部	1 藻の繁殖	A 異常なし	B 少々有り	C 繁殖がひどい		
		2 漏水状態	A 異常なし	B 亀裂のみ	C 漏水する		
		3 点検確認	A 全面可能	B 一部不可能	C 一部可能		
	9. 外部はしご	1 取付状態	A 異常なし	B がたつきあり	C 取付なし		
		2 腐食状態	A 異常なし	B 腐食している	C 不良		
		3 材質	A ステンレス製	B 鋼管製	C その他		
	1. 水槽の構造	1 材質	A ステンFRP	B コンクリート	C 鉄板製		
		2 死水構造	A 全くなし	B ごく一部に有り	C 多い		
	2. 水の状態	1 透明度	A 無色透明	B 濁りがある	C 赤水である		
		2 臭気	A なし	B 少し匂う	C ひどく匂う		
		3 味	A 異常なし	B やや味がある	C 変な味がする		
	3. 水槽蓋	1 雨水の浸入	A 完全防止	B 浸入する	C 蓋がなし		
		2 施錠	A 鍵、ビス止	B 針金止め	C 止めなし		
		3 腐食	A 全くない	B 錆つき少々	C 腐食がひどい		
		4 形	A 異常なし	B 損傷、ひび	C 変形、割れ		
	4. 通気筒	1 雨水の浸入	A 完全防止	B 浸入する	C 壊れている		
		2 防虫網	A ついている	B 破損	C なし		
	5. 内部はしご	1 取付状態	A 異常なし	B がたつきあり	C 取付なし		
		2 腐食状態	A 異常なし	B 腐食している	C 不良		
		3 材質	A ポリエチレン製	B 鋼管製	C その他		
	6. バルブ	1 開閉状態	A 完全止水する	B 点滴状態	C 不良		
		2 状態	A 異常なし	B 腐食してる	C 不良		
	7. 配管状態	1 防露状態	A 良い	B 一部防露不良	C 防露なし		
		2 腐食状態	A 異常なし	B 腐食している	C 不良		
	8. 水槽外部	1 藻の繁殖	A 異常なし	B 少々有り	C 繁殖がひどい		
		2 漏水状態	A 異常なし	B 亀裂のみ	C 漏水する		
		3 点検確認	A 全面可能	B 一部不可能	C 一部可能		
	9. フート弁	1 水抜ひも	A 異常なし	B 不良絶縁	C 取付なし		
		2 弁の状態	A 止水良	B ゴミ詰まり	C 不良		
		3 腐食	A 全くなし	B 錆少々	C 腐食がひどい		

保守点検報告書(発電機保守点検表)

別紙3-8

点 検 項 目	内 容										記録事項			
試 運 転 時 間	自 時 分より					分間					始動前			
	至 時 分より										停止後			
燃 料 (50L タ ン ク)	0 10 20 30 40 50 60 70 80										補給容量	L		
オ イ ル 状 態	A	良好			B	粘性にやや欠ける			C	交換が必要			交換容量	L
	A	適量			B	適量にやや不足			C	補填が必要				
回 転 状 態	A	良好			B	時々異音を発する			C	異音がひどい			回転数	回転
計 器 指 針 状 態	A	正確に指針する			B	針のブレがひどい			C	指針が壊れている				
	1. 油圧 MPa				2. 油温 °C				3. 水温 °C					
バ ッ テ リ ー 状 態	A	良好			B	液の補充が必要			C	充電か取替を要する			補充容量	L
備 考														
	点検：月2回													

点検箇所		項目		点検状態						摘要			
原 水 槽	1. 水槽の構造	1	材質	A	ステンFRP		B	コンクリート		C	鉄板製		
		2	死水構造	A	全くなし		B	ごく一部ある		C	多い		
	2. 水の状態	1	透明度	A	無色透明		B	濁りあり		C	赤水である		
		2	臭気	A	なし		B	少し匂う		C	ひどく匂う		
		3	味	A	異常なし		B	やや味がする		C	変な味がある		
	3. 水槽蓋	1	雨水の浸入	A	完全防止		B	浸入する		C	蓋がない		
		2	施錠	A	鍵、ビス止め		B	針金止め		C	止がない		
		3	腐食	A	全くなし		B	錆つき少々		C	腐食がひどい		
		4	パッキン	A	有る		B	一部とれている		C	取付なし		
	4. 内部はしご	1	取付状態	A	異常なし		B	がたつきあり		C	取付なし		
		2	腐食状態	A	異常なし		B	腐食している		C	不良		
		3	材質	A	ステンレス製		B	鋼管製		C	その他		
	5. 水槽外部	1	藻の繁殖	A	異常なし		B	少々有り		C	繁殖がひどい		
		2	点検確認	A	全面可能		B	一部不可能		C	一部可能		
備 考													
		点検：月2回											

保守点検報告書

作業実施日 令和 年 月 日

作業件名	国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務		
		作業種別	☐ 定検 ☐ 修繕 ☐ 点検調整
作業場所	国立大隅青少年自然の家水源地	作業者	
添付資料	■ 個別機器定期検査データシート		
施設名称	対象機機	型式	判定
水源地RO設備	NO1RO式高度浄水装置	逆浸透膜方式	☐ 良 ☐ 修理 ☐ 取替
	NO2RO式高度浄水装置	逆浸透膜方式	☐ 良 ☐ 修理 ☐ 取替
	高度浄水装置制御盤	自立型	☐ 良 ☐ 修理 ☐ 取替
	NO1塩酸注入ポンプ	MGH-8N	☐ 良 ☐ 修理 ☐ 取替
	NO2塩酸注入ポンプ	MGH-8N	☐ 良 ☐ 修理 ☐ 取替
	塩酸貯留槽	PVC製	☐ 良 ☐ 修理 ☐ 取替
	苛性ソーダ注入ポンプ	MD-B250	☐ 良 ☐ 修理 ☐ 取替
	苛性ソーダ貯留槽	PVC製	☐ 良 ☐ 修理 ☐ 取替
	ポンプ井PH計	HBM-100A	☐ 良 ☐ 修理 ☐ 取替
	洗浄水中和槽PH計	HBM-100A	☐ 良 ☐ 修理 ☐ 取替
	洗浄槽・洗浄水中和槽	PVC製、PE製	☐ 良 ☐ 修理 ☐ 取替

＊作業概要

国立大隅青少年自然の家水源地RO設備の保守点検を行う。

＊作業詳細

- 1、整備前運転状況の確認
- 2、外観検査 ネジ部・接続部の確認、損傷・破損等、配管の漏れ等点検
- 3、機器の動作確認
- 4、NO1,2RO式高度浄水装置の酸洗浄実施。プレフィルターの取替実施。
- 5、NO1,2RO式高度浄水装置の流量計点検整備。
- 6、NO1,2RO式高度浄水装置バルブ類の調整点検。
- 7、記録計チャート紙の交換
- 8、各pH計電極部の清掃

個別機器定期検査データシート

作業実施日 令和 年 月 日

工事名	国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務		
施工場所	国立大隅青少年自然の家水源地	作業者名	
機器名称	NO1RO式高度浄水装置	製品名	—
メーカー	㈱ウォーターテック	型 式	逆浸透膜方式
シリアルNO	A81113-1	製造年月	1998.02
	作 業 項 目	判定	調 整・確 認 内 容
外 観 検 査	■ 外部清掃	可・不可	清掃実施
	■ ネジ部の締め付け	可・不可	増締め確認
	■ 異音等確認	可・不可	目視点検
	■ 損傷・破損等の点検	可・不可	目視点検
	■ 配管の漏れ点検	可・不可	目視点検
	■ 腐食等点検	可・不可	目視点検
点 検 ・ 調 整	■ 動作確認	可・不可	運転状況確認、各圧力値確認 *別紙参照
	■プレフィルター点検	可・不可	取替実施
	■RO膜薬品洗浄	可・不可	酸洗浄実施
	■RO制御盤確認	可・不可	目視確認点検
	■加圧ポンプ確認	可・不可	目視確認点検
	■各流量計確認	可・不可	洗浄・確認点検
	■バルブ類の点検確認	可・不可	確認・調整点検
	■点検後運転確認	可・不可	運転状況確認、各圧力値確認 *別紙参照
(備 考)			

個別機器定期検査データシート

作業実施日 令和 年 月 日

工事名	国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務		
施工場所	国立大隅青少年自然の家水源地	作業者名	
機器名称	NO2RO式高度浄水装置	製品名	ー
メーカー	㈱ウォーターテック	型 式	逆浸透膜方式
シリアルNO	A81113-2	製造年月	1998.02
	作 業 項 目	判定	調 整・確 認 内 容
外 観 検 査	■ 外部清掃	可・不可	清掃実施
	■ ネジ部の締め付け	可・不可	増締め確認
	■ 異音等確認	可・不可	目視点検
	■ 損傷・破損等の点検	可・不可	目視点検
	■ 配管の漏れ点検	可・不可	目視点検
	■ 腐食等点検	可・不可	目視点検
点 検 ・ 調 整	■ 動作確認	可・不可	運転状況確認、各圧力値確認 *別紙参照
	■プレフィルター点検	可・不可	取替実施
	■RO膜薬品洗浄	可・不可	酸洗浄実施
	■RO制御盤確認	可・不可	目視確認点検
	■加圧ポンプ確認	可・不可	目視確認点検
	■各流量計確認	可・不可	洗浄・確認点検
	■バルブ類の点検確認	可・不可	確認・調整点検
	■点検後運転確認	可・不可	運転状況確認、各圧力値確認 *別紙参照
(備 考)			

個別機器定期検査データシート

作業実施日 令和 年 月 日

工事名	国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務		
施工場所	国立大隅青少年自然の家水源地	作業者名	
機器名称	高度浄水装置制御盤	製品名	屋内自立型
	作 業 項 目	判定	調 整・確 認 内 容
外 観 検 査	■ 外部清掃	可・不可	清掃実施
	■ 表示部確認	可・不可	目視点検
	■ 動作確認	可・不可	動作確認
	■ 損傷・破損等の点検	可・不可	目視点検
	■ 計装機器の状態	可・不可	目視点検
点 検 ・ 調 整	■ 端子ネジの締め付け	可・不可	確認点検
	■ 電圧・電流確認	可・不可	確認点検
	■ 計装機器点検	可・不可	確認点検
	■ 機器点検、取替え	可・不可	確認点検
	■ 記録計点検	可・不可	確認点検
	■ 記録計チャート紙確認	可・不可	取替実施
	■ 記録計インク確認	可・不可	確認点検
(備 考)			

個別機器定期検査データシート

作業実施日 令和 年 月 日

工事名	国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務		
施工場所	国立大隅青少年自然の家水源地	作業者名	
機器名称	塩酸注入ポンプNO1	製品名	ダイヤフラムポンプ
メーカー	(株)ウォーターテック	型 式	MGH-8N
シリアルNO	—	製造年月	—
	作 業 項 目	判定	調 整・確 認 内 容
外 観 検 査	■ 外部清掃	可・不可	清掃実施
	■ ネジ部の締め付け	可・不可	増締め確認
	■ 異音等確認	可・不可	目視点検
	■ 損傷・破損等の点検	可・不可	目視点検
	■ 薬液の漏れ点検	可・不可	目視点検
	■ 腐食等点検	可・不可	目視点検
点 検 ・ 調 整	■ 動作確認	可・不可	目視点検
	■ 吐出状況確認	可・不可	目視確認点検
	☐ 内部詰り確認	可・不可	
	☐ 機器・部品取替え	可・不可	
(備 考)			

個別機器定期検査データシート

作業実施日 令和 年 月 日

工事名	国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務		
施工場所	国立大隅青少年自然の家水源地	作業者名	
機器名称	塩酸注入ポンプNO2	製品名	ダイヤフラムポンプ
メーカー	㈱ウォーターテック	型 式	MGH-8N
シリアルNO	—	製造年月	—
	作 業 項 目	判定	調 整・確 認 内 容
外 観 検 査	■ 外部清掃	可・不可	清掃実施
	■ ネジ部の締め付け	可・不可	増締め確認
	■ 異音等確認	可・不可	目視点検
	■ 損傷・破損等の点検	可・不可	目視点検
	■ 薬液の漏れ点検	可・不可	目視点検
	■ 腐食等点検	可・不可	目視点検
点 検 ・ 調 整	■ 動作確認	可・不可	目視点検
	■ 吐出状況確認	可・不可	目視確認点検
	☐ 内部詰り確認	可・不可	
	☐ 機器・部品取替え	可・不可	
(備 考)			

個別機器定期検査データシート

作業実施日 令和 年 月 日

工事名	国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務		
施工場所	国立大隅青少年自然の家水源地	作業者名	
機器名称	塩酸貯留槽	製品名	—
メーカー	㈱ウォーターテック	型 式	PVC製 200L
シリアルNO	—	製造年月	—

	作 業 項 目	判定	調 整・確 認 内 容
点 検 検 査	■ 外部清掃	可・不可	清掃実施
	■ 損傷・破損等の点検	可・不可	増締め確認
	■ 液漏れの点検	可・不可	目視点検
	■ 内部状況の点検	可・不可	目視点検
	■ 外部点検	可・不可	目視点検
	□ 機器・部品取替え	可・不可	

付属機器	液位計	型式	FR24VS-2P
------	-----	----	-----------

	作 業 項 目	判定	調 整・確 認 内 容
点 検 検 査	■ 動作確認	可・不可	目視点検
	■ フロート・ストッパー確認	可・不可	確認点検
	■ 端子確認	可・不可	
	□ 機器・部品取替え	可・不可	

(備 考)

個別機器定期検査データシート

作業実施日 令和 年 月 日

工事名	国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務		
施工場所	国立大隅青少年自然の家水源地	作業者名	
機器名称	苛性ソーダ注入ポンプ	製品名	ダイヤフラムポンプ
メーカー	㈱ウォーターテック	型 式	MD-B250
シリアルNO	D80205	製造年月	ー

	作 業 項 目	判定	調 整・確 認 内 容
外 観 検 査	■ 外部清掃	可・不可	清掃実施
	■ ネジ部の締め付け	可・不可	増締め確認
	■ 異音等確認	可・不可	目視点検
	■ 損傷・破損等の点検	可・不可	目視点検
	■ 薬液の漏れ点検	可・不可	目視点検
	■ 腐食等点検	可・不可	目視点検
点 検 ・ 調 整	■ 動作確認	可・不可	目視点検
	■ 吐出状況確認	可・不可	目視確認点検
	☐ 内部詰り確認	可・不可	
	☐ 機器・部品取替え	可・不可	

(備 考)

個別機器定期検査データシート

作業実施日 令和 年 月 日

工事名	国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務		
施工場所	国立大隅青少年自然の家水源地	作業者名	
機器名称	苛性ソーダ貯留槽	製品名	—
メーカー	㈱ウォーターテック	型 式	PVC製 100L
シリアルNO	—	製造年月	—

	作 業 項 目	判定	調 整・確 認 内 容
点 検 検 査	■ 外部清掃	可・不可	清掃実施
	■ 損傷・破損等の点検	可・不可	増締め確認
	■ 液漏れの点検	可・不可	目視点検
	■ 内部状況の点検	可・不可	目視点検
	■ 外部点検	可・不可	目視点検
	□ 機器・部品取替え	可・不可	

付属機器	液位計	型式	FR24VS-2P
------	-----	----	-----------

	作 業 項 目	判定	調 整・確 認 内 容
点 検 検 査	■ 動作確認	可・不可	目視点検
	■ フロート・ストッパー確認	可・不可	確認点検
	■ 端子確認	可・不可	
	□ 機器・部品取替え	可・不可	

(備 考)

水質計器定期検査データシート

作業実施日 令和 年 月 日

工事名	国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務		
施工場所	国立大隅青少年自然の家水源地	作業者名	
機器名称	ポンプ井pH計	製品名	—
メーカー	TOADKK	型 式	HBM-100A
シリアルNO	—	製造年月	—
	作 業 項 目	判定	調 整・確 認 内 容
準 備	■ 整備前指示試験	可・不可	指示値:6. 63 PH
	■ 電源電圧の確認	可・不可	AC100V □50Hz、■60Hz
外 観 検 査	■ 外部清掃	可・不可	目視点検
	■ ネジ部の締め付け	可・不可	増締め確認
	■ 接続部点検	可・不可	確認点検
	■ 損傷・破損等の点検	可・不可	目視点検
内 部 の 点 検 ・ 調 整	■ 配線状況の点検	可・不可	目視点検
	■ 配線状態の点検	可・不可	目視点検
	□ フィルター点検	可・不可	
	□ ガasket類の点検	可・不可	
	■ 電極類の清掃・点検	可・不可	分解洗浄・点検実施
	□ プリント基板の目視点検	可・不可	
	■ 機械的機構の点検	可・不可	目視点検
	□ サンプル流量の点検・調整	可・不可	バルブ調整実施
	□ 脱泡槽清掃	可・不可	
	□ 4. 01校正	可・不可	□標準液 自動校正
	□ 6. 86校正	可・不可	□標準液 自動校正 校正前 校正後
予 防 ・ 保 全	■ 劣化・摩耗部品の点検・交換	可・不可	
	■ 消耗部品の点検・交換	可・不可	内部溶液の補充実施
(備 考)			

水質計器定期検査データシート

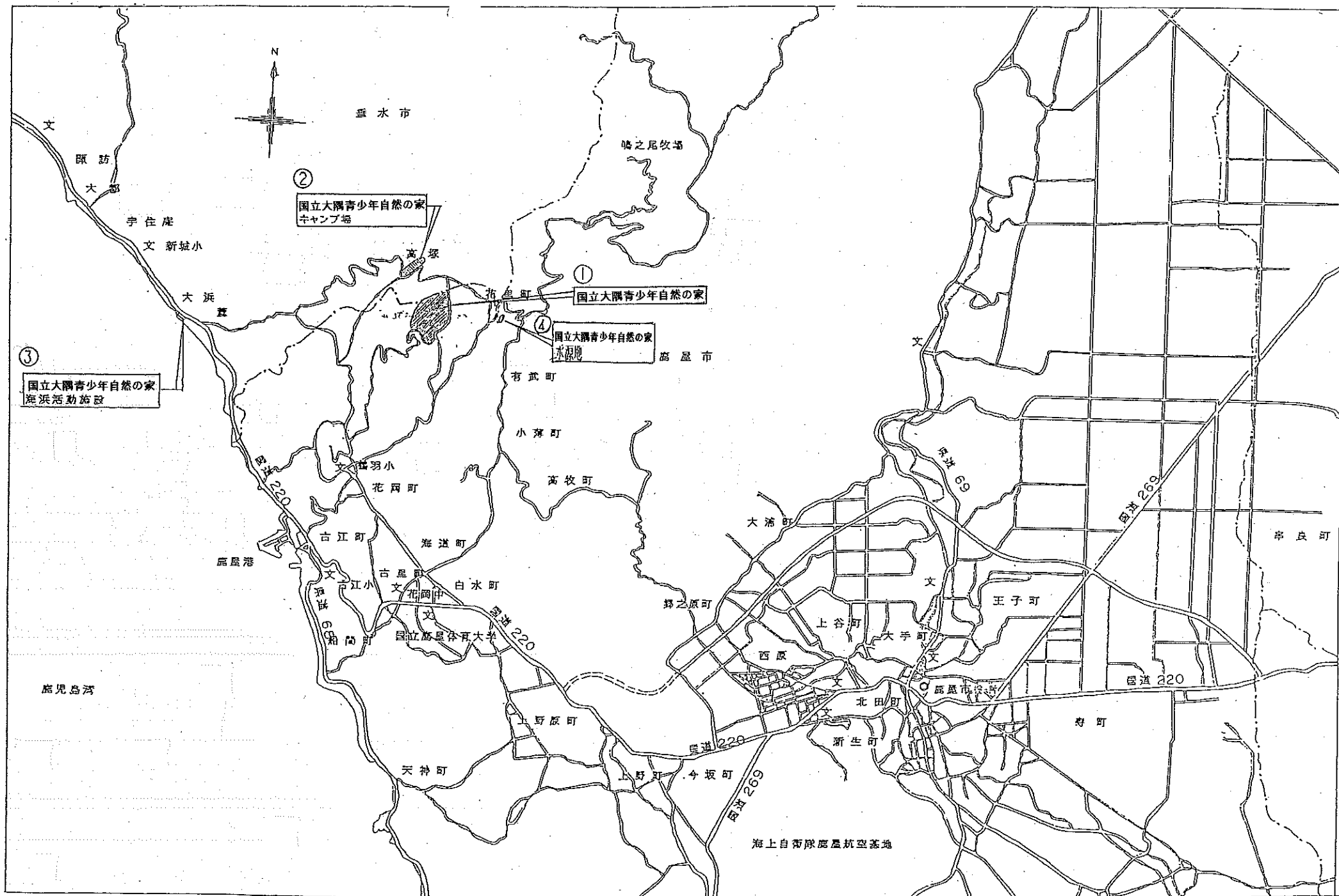
作業実施日 令和 年 月 日

工事名	国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務		
施工場所	国立大隅青少年自然の家水源地	作業者名	
機器名称	洗浄水中和槽pH計	製品名	—
メーカー	TOADKK	型 式	HBM-100A
シリアルNO	—	製造年月	—
	作 業 項 目	判定	調 整・確 認 内 容
準 備	■ 整備前指示試験	可・不可	指示値:6.87 PH
	■ 電源電圧の確認	可・不可	AC100V □50Hz、■60Hz
外 観 検 査	■ 外部清掃	可・不可	目視点検
	■ ネジ部の締め付け	可・不可	増締め確認
	■ 接続部点検	可・不可	確認点検
	■ 損傷・破損等の点検	可・不可	目視点検
内 部 の 点 検 ・ 調 整	■ 配線状況の点検	可・不可	目視点検
	■ 配線状態の点検	可・不可	目視点検
	□ フィルター点検	可・不可	
	□ ガasket類の点検	可・不可	
	■ 電極類の清掃・点検	可・不可	分解洗浄・点検実施
	□ プリント基板の目視点検	可・不可	
	■ 機械的機構の点検	可・不可	目視点検
	□ サンプル流量の点検・調整	可・不可	
	□ 脱泡槽清掃	可・不可	
	□ 4.01校正	可・不可	□標準液 自動校正
	□ 6.86校正	可・不可	□標準液 自動校正 校正前 校正後
予 防 ・ 保 全	■ 劣化・摩耗部品の点検・交換	可・不可	
	■ 消耗部品の点検・交換	可・不可	内部溶液の補充実施
(備 考)			

個別機器定期検査データシート

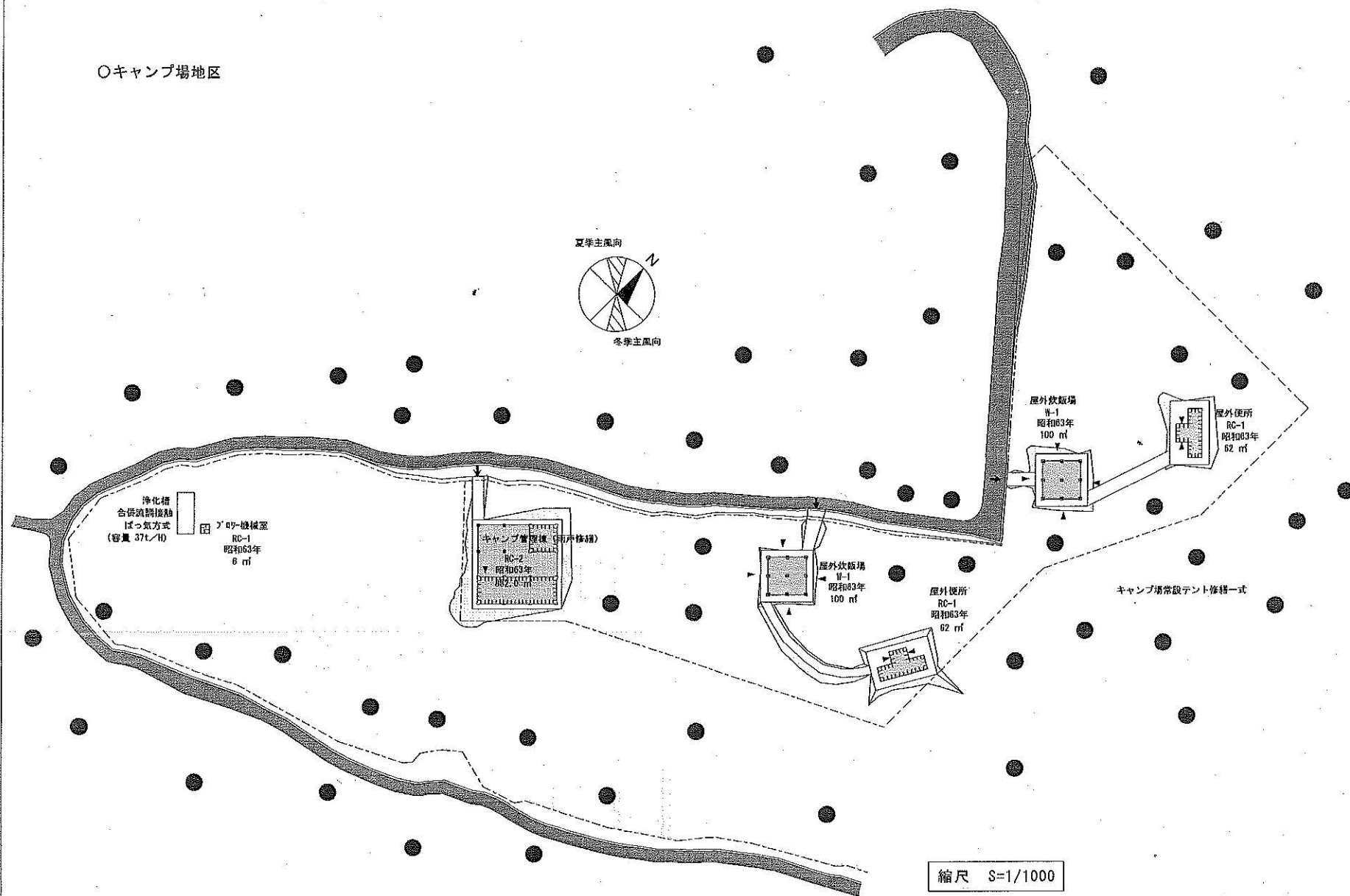
作業実施日 令和 年 月 日

工事名		国立大隅青少年自然の家水道施設維持管理業務			
施工場所		国立大隅青少年自然の家水源地		作業者名	
機器名称		洗浄槽		製品名	PE製
	作 業 項 目		判定	調 整・確 認 内 容	
点 検 検 査	■ 外部清掃		可・不可	清掃実施	
	■ 損傷・破損等の点検		可・不可	増締め確認	
	■ 液漏れの点検		可・不可	目視点検	
	■ 内部状況の点検		可・不可	目視点検	
	■ 外部点検		可・不可	目視点検	
	□ 機器・部品取替え		可・不可		
	機器名称		洗浄水中和槽		製品名
	作 業 項 目		判定	調 整・確 認 内 容	
点 検 検 査	■ 外部清掃		可・不可	清掃実施	
	■ 損傷・破損等の点検		可・不可	増締め確認	
	■ 液漏れの点検		可・不可	目視点検	
	■ 内部状況の点検		可・不可	目視点検	
	■ 外部点検		可・不可	目視点検	
	■ 攪拌機点検		可・不可	運転確認点検	
	□ 機器・部品取替え		可・不可		
(備 考)					

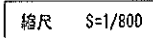


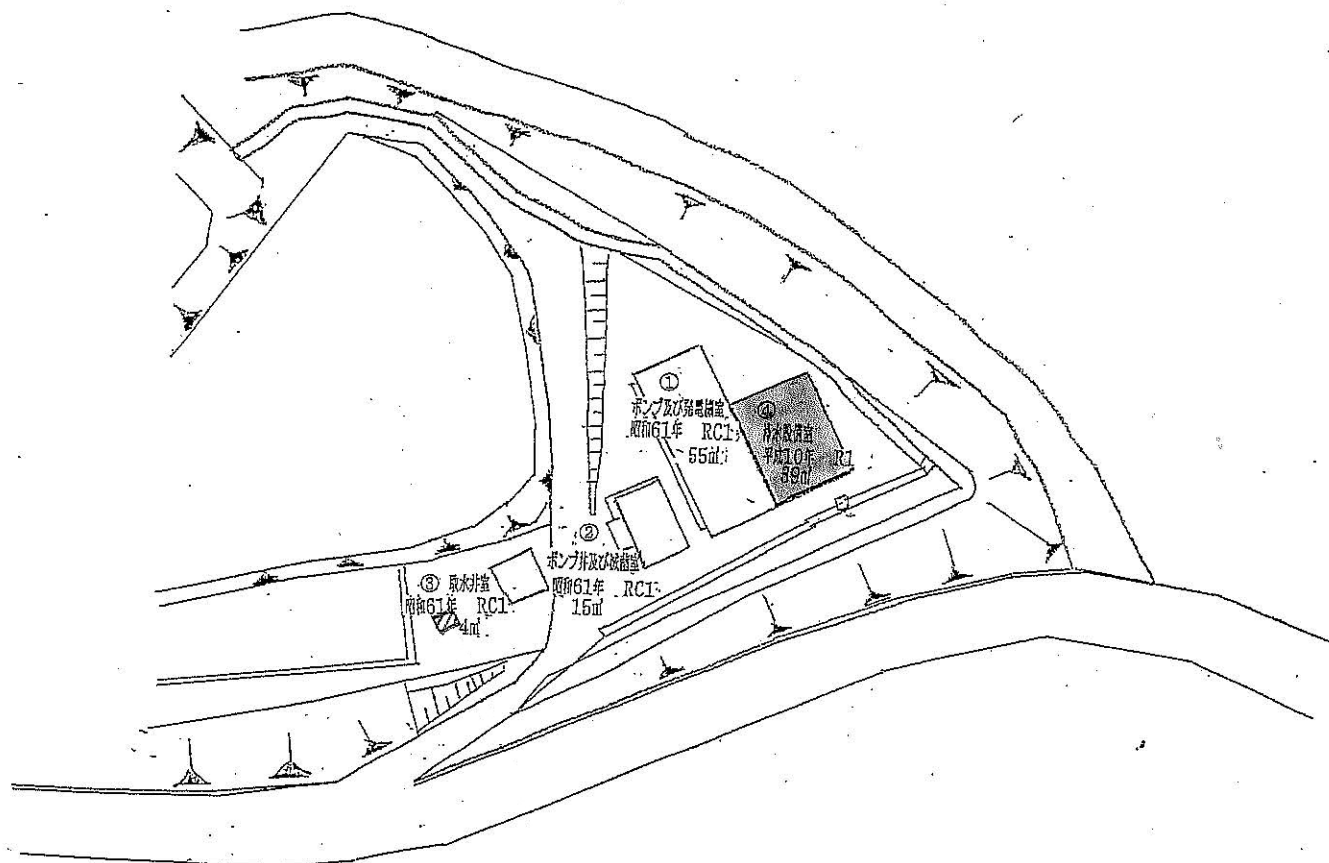
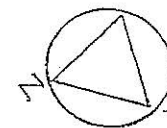
団地番号	所在地	図名	作成年度	図面縮尺
1	鹿児島県鹿児島市花里町赤前	国立大隅青少年自然の家		1/40000
2	鹿児島県鹿児島市新城字高塚6072-6			
3	鹿児島県鹿児島市新城字内田4011-5			

○キャンプ場地区



敷地面積	建築面積	延べ面積	延べい率	容積率	団地番号	団地名	所在地	施設番号	施設名	作成年度
						キャンプ場		14	国立大隅青少年自然の家	

[illegible]



団地番号	所在地	機関名	作成年度	図面縮尺
4	鹿児島県鹿屋市有武町 1292-2	国立大隅少年自然の家	平成 10年度	1/500